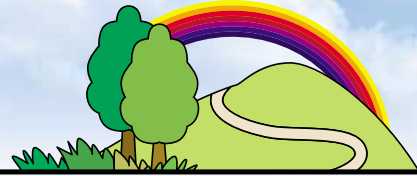


揖斐ふれあい町村 合併協議会 だより



決意を新たにする各町村長、議会議長（揖斐川町中央公民館にて）

INDEX

目次

- 第6回、第7回協議会結果 2～3
- 新町建設計画体系（案）..... 4～5
- 住民意向調査結果 6～11
- お知らせ 8

6町村で再スタート

- 合併の方式など基本項目決まる -

第6号

平成16年4月1日発行

1町5村で再スタート

大野町が合併協議会から脱退

揖斐川町、谷汲村、大野町、春日村、久瀬村、藤橋村、坂内村で平成15年7月1日に設置した「揖斐ふれあい町村合併協議会」から大野町が脱退し、今後は6町村で協議を進めることとなりました。揖斐地域の持つ古い歴史・文化・伝統を大切にしながら合併関係町村の特性を調和させ、新しいまちの実現に向けて邁進してまいりますので、ご協力をお願いいたします。

第6回揖斐ふれあい町村合併協議会開催

去る2月19日、揖斐総合庁舎において揖斐ふれあい町村合併協議会が開催され、次の2件について協議されました。

協議された内容

協議第23号

揖斐ふれあい町村合併協議会を設置する地方公共団体の変更について

平成16年2月29日をもって、大野町

は揖斐ふれあい町村合併協議会から脱退し、負担金の精算を行うことが承認されました。

協議第24号

揖斐ふれあい町村合併協議会規約の一部改正について

大野町の脱退に伴い揖斐ふれあい町村合併協議会の規約を一部改正することについて協議され、承認されました。

大野町の脱退により、市制施行要件が満たされなくなり、新しい自治体は、町となります。



第6回揖斐ふれあい町村合併協議会の模様

第7回揖斐ふれあい町村合併協議会開催 新町の名称など基本項目が決定

去る3月19日、揖斐川町中央公民館において第7回揖斐ふれあい町村合併協議会が開催され、合併の方式等の基本的な項目について決定されました。

協議された内容

協議第25号

平成16年度揖斐ふれあい町村合併協議会予算(案)について

揖斐ふれあい町村合併協議会の平成16年度運営費及び事業費等の予算(総額9千6百万4千円)が承認されました。

協議第26号

合併の方式について

合併の方式については、揖斐川町、谷汲村、春日村、久瀬村、藤橋村及び坂内村を廃し、その区域をもって新しい自治体を設置する新設合併とすることが、決定されました。

協議第27号

合併の期日について

合併の期日については、平成17年1月31日までとすることが、決定されました。

また、協議会では基本項目等検討小委員会の宗宮孝生委員長より、「新町の名称・新町の事務所の位置・議会の議員の定数及び任期の取扱い」の協議結果の報告を受け、次の項目について決定されました。

協議第28号

新町の名称について

新町の名称については、揖斐川町という案が報告され、決定されました。

協議第29号

新町の事務所の位置について

新町の事務所の位置については、現在の揖斐川町役場の揖斐郡揖斐川町三輪133番地とし、谷汲村、春日村、久瀬村、藤橋村、坂内村に振興事務所を置くことが報告され、決定されました。

協議第30号

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

新町の議会の議員の定数は、26人とし、旧町村の区域ごとに選挙区を設け



新町建設計画策定小委員会の模様

ること、各選挙区の定数は、揖斐川町11人、谷汲村5人、春日村3人、久瀬村3人、藤橋村2人、坂内村2人とするところが報告され、決定されました。

報告された内容

● 報告第22号

新町建設計画について

新町建設計画策定小委員会の清水政則委員長（3月3日選任）より、住民意向調査結果と、「新町建設計画体系（案）」についての小委員会における協議経過が報告されました。

町村合併

Q & A

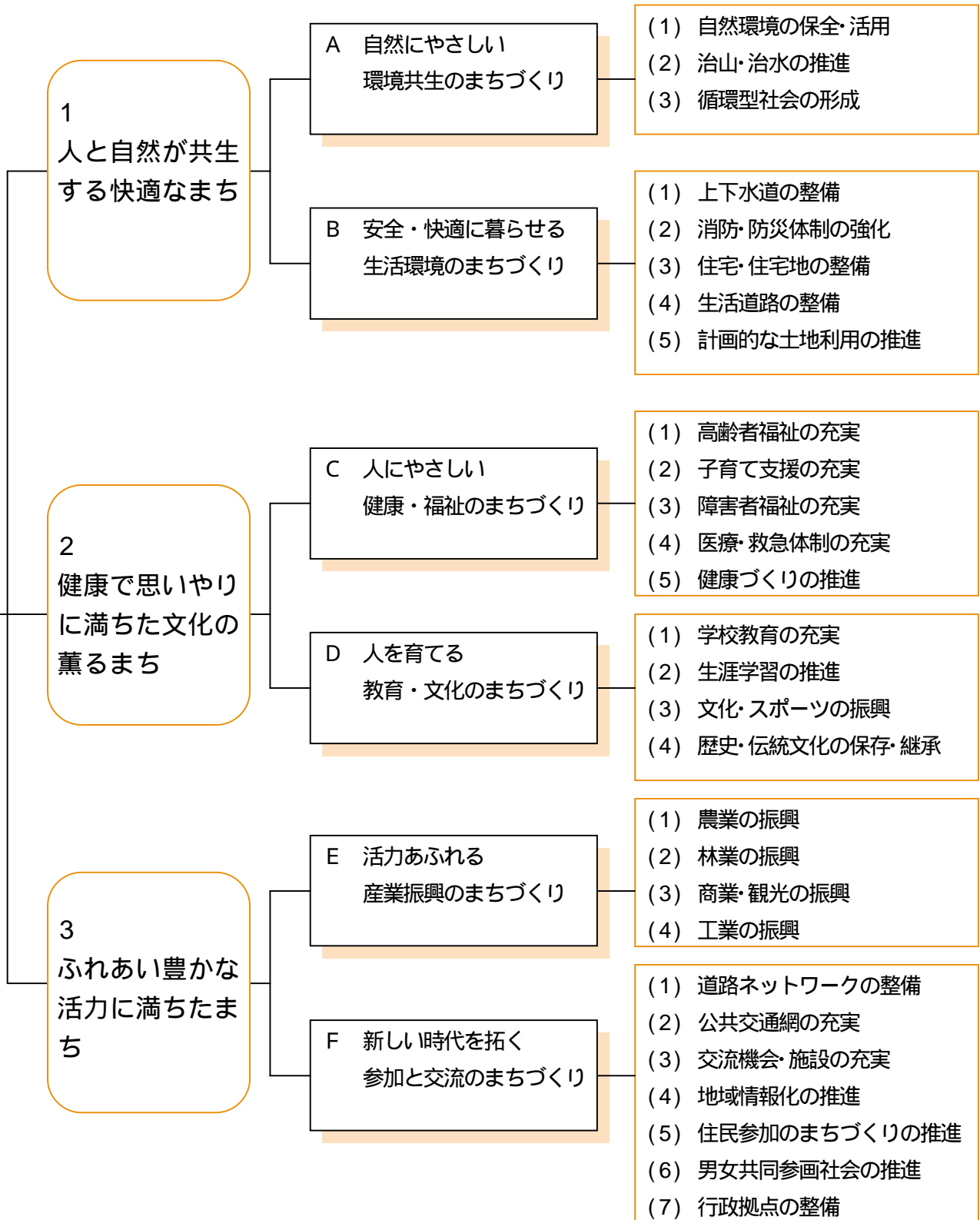
Q 合併協議会で作成することになる「市町村建設計画」とは、どのようなものですか。

A 市町村建設計画は、市町村の合併に際し、合併関係市町村（6町村）の住民に対して合併市町村の将来に関するビジョンを与え、これによって住民が合併の適否を判断するという、いわばマスタープランとしての役割を果たすものです。

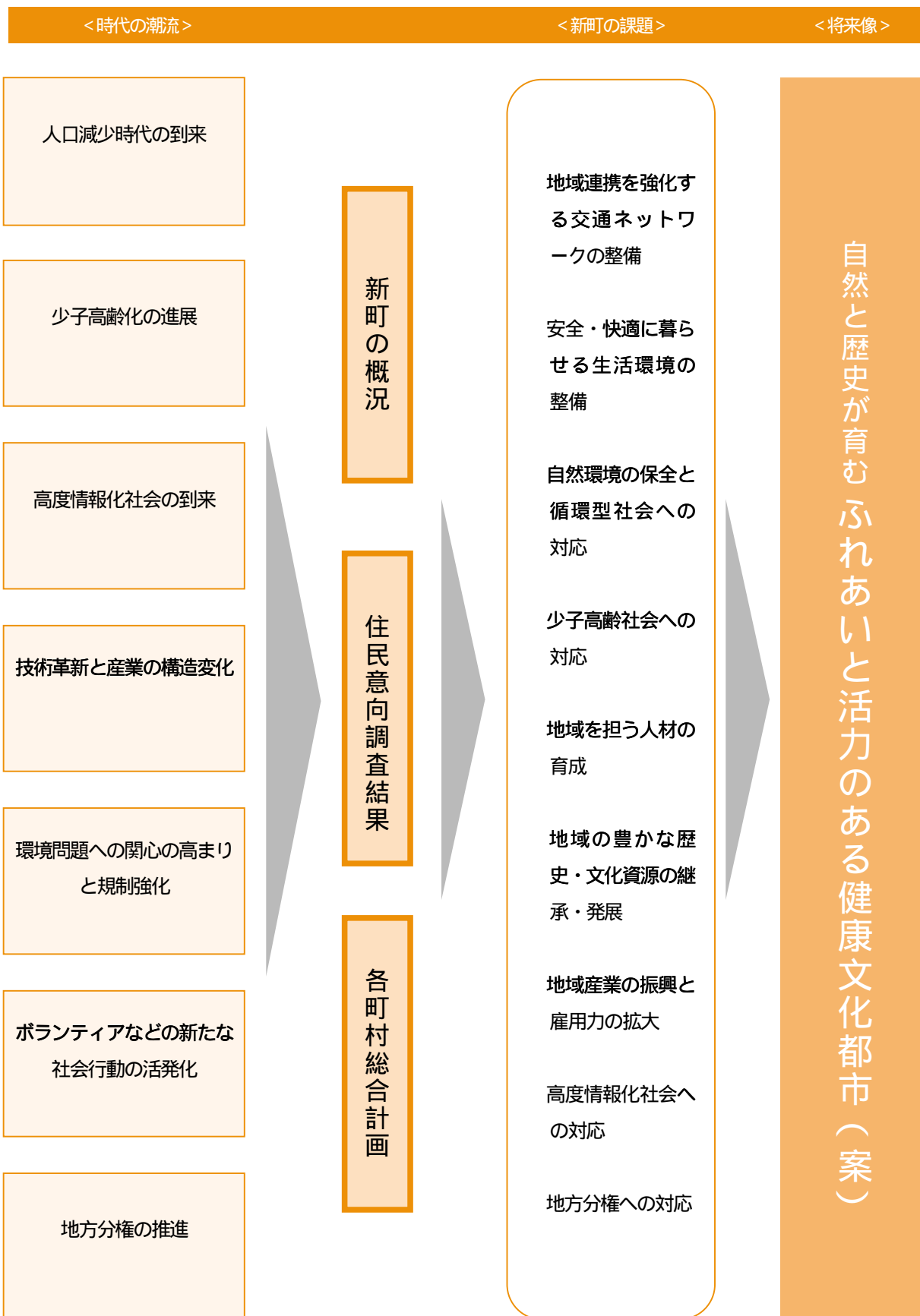
また、市町村建設計画をもとにさまざまな支援措置が講じられることになっています。市町村建設計画の具体的な内容は、あくまでも合併協議会において合併関係市町村の自主的な判断により決定されるものですが、合併特例法第5条第1項において、市町村建設計画に盛り込むべき事項が例示されています。

項目	内容
合併市町村の建設の基本方針	新設合併の場合には当該合併市町村が将来進むべき方向及び行財政運営の基本方針等について定めるもの。
合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項	左記を実現するための市町村・都道府県事業についてその大綱を定めるもの。
公共的施設の統合整備に関する事項	庁舎・支所・出張所等の統廃合等合併市町村の公共的施設の統合整備について定めるもの。
合併市町村の財政計画	合併後概ね5年から10年程度の期間の財政計画について定めるもの。





新町建設計画体系（案）



これからのまちづくり等に関する住民意向調査結果について

昨年9月8日から9月25日まで、揖斐川町・谷汲村・春日村・久瀬村・藤橋村及び坂内村の居住者を対象に、合併に対する考え方や行政に対する要望などを把握するためにアンケート（6町村に居住する有権者（平成15年6月2日現在20歳以上の居住者）の約1割にあたる約2,200人を無作為抽出。郵送配布・郵送回収による。）調査を行いました。

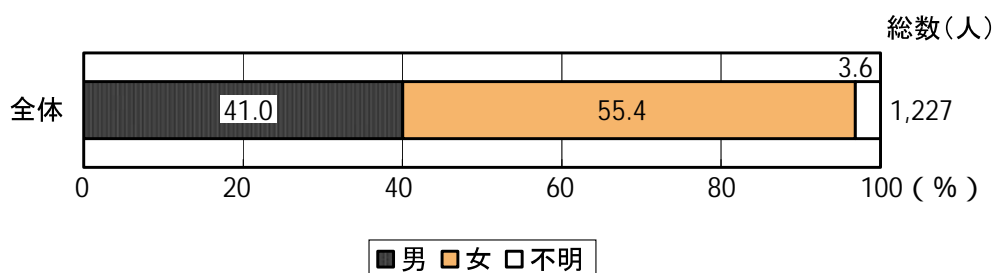
今後は、6町村が新町となって進むべき方向を考え、「新しいまちづくり計画（新町建設計画）」に反映させることとなりますが、今回は、調査結果の概要についてお知らせします。

【調査結果】

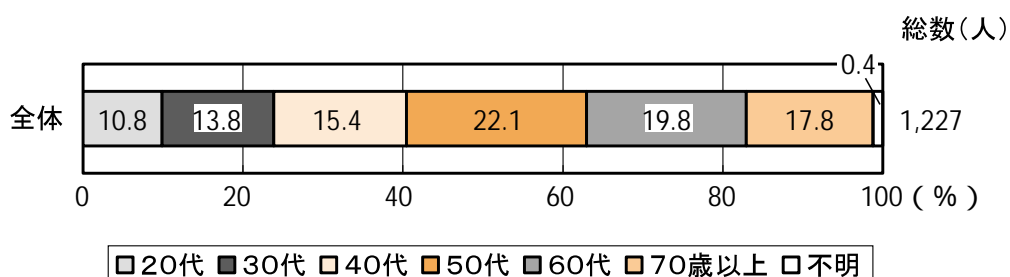
有効配布数 2,184票 有効回収数 1,227票 有効回収率 56.2%

【回答者の属性】

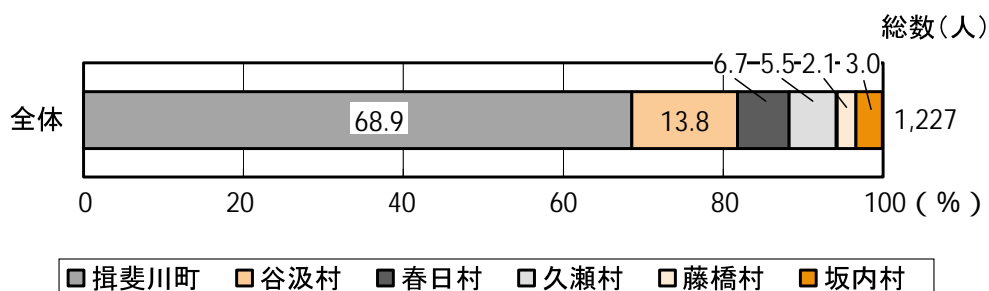
1 性別



2 年齢別



3 居住地別



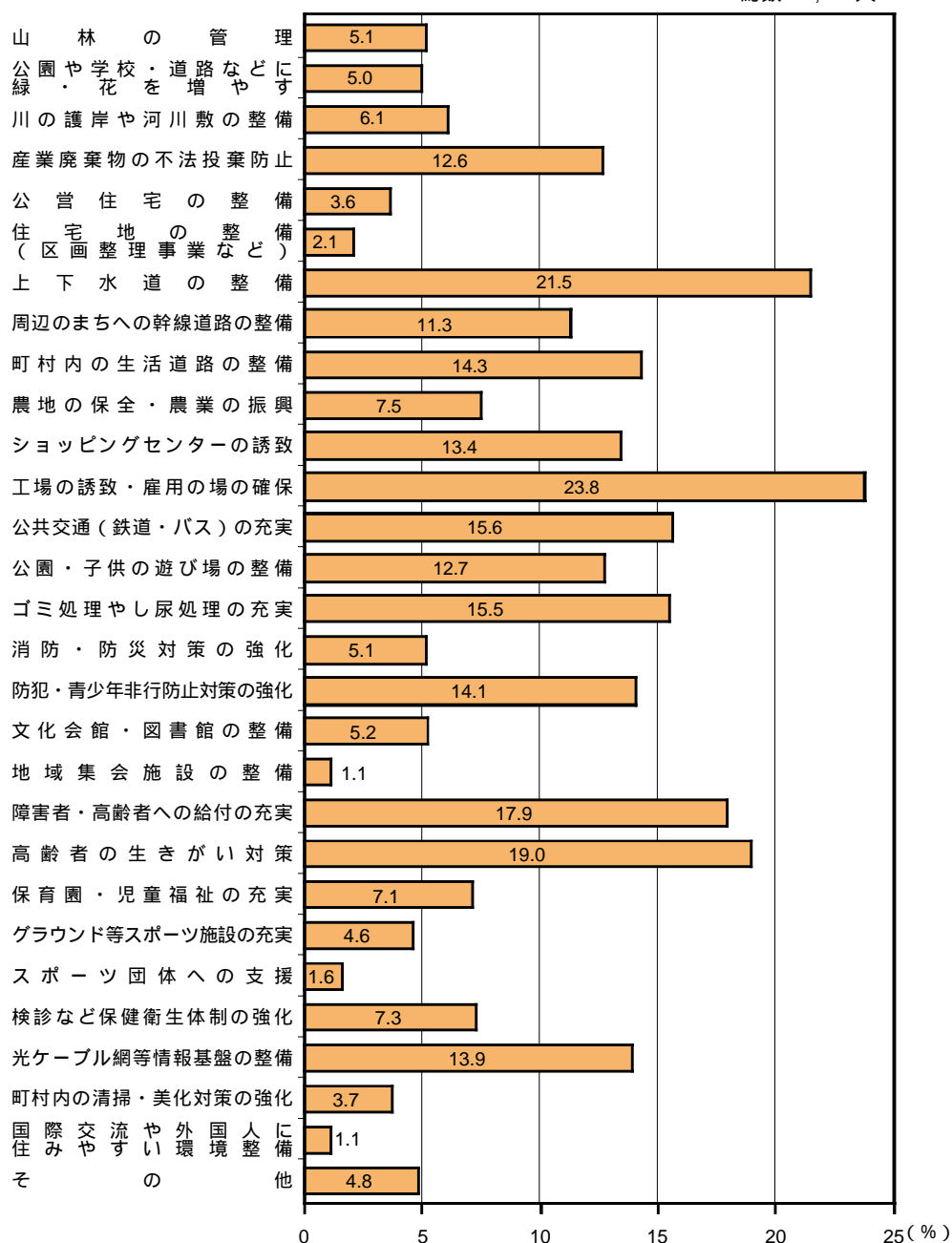
注) 四捨五入の結果合計が100%にならない場合がある。

Q 今後力を入れて欲しいことは何ですか。

行政に対して今後力を入れて欲しいと思うことは、「工場の誘致・雇用の場の確保」(23.8%)、「上下水道の整備」(21.5%)がそれぞれ2割を超えて多かった。次いで「高齢者の生きがい対策」(19.0%)、「障害者・高齢者への給付の充実」(17.9%)、「公共交通(鉄道・バス)の充実」(15.6%)、「ゴミ処理やし尿処理施設の充実」(15.5%)の順で多くなっている。日常の生活基盤の整備と高齢者福祉の充実とともに、雇用の場の確保が強く求められている。

行政が今後力を入れて欲しいこと

総数 = 1,227人



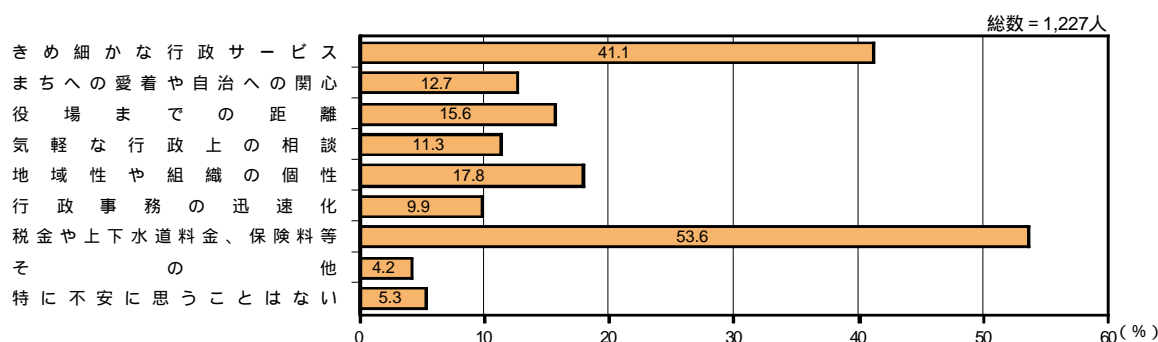
注) 複数回答の場合がある。



Q 町村合併を進めるにあたって不安に思うことは何ですか。

町村合併を進めるにあたって不安に思うことは、「税金や上下水道料金、保険料等」が53.6%で半数を超え最も多く、次いで「きめ細かな行政サービス」が41.1%となっており、合併により経済的負担が増えることや、行政区域の拡大による各地域への気配り・目配りの低下を懸念する意見が多かった。男女別では、「きめ細かな行政サービス」は男性で44.7%となり、女性の39.0%より多くなったが、一方、「税金や上下水道料金、保険料等」は女性で57.4%を占め、男性の49.3%を上回った。年齢別にみると、70歳以上で「役場までの距離」が24.8%、「気軽な行政上の相談」が19.7%と、役場との物理的・心理的距離の拡大を不安視する割合が他の年代に比べ高くなっており、高齢者の生活のなかでの役場の存在の大きさがうかがえる。

町村合併で不安に思うこと



注) 複数回答の場合がある。

Q 「新しい時代を拓く参加と共生のまち」にむけて優先すべき施策は何ですか。

情報網と道路・公共交通の整備・充実を図り、住民参加による町づくりや住民相互の交流、経済活動の活発化を一層促進するために、1番目に優先的に進めるべき施策としては「地域内の交通網の充実」(31.5%)と「公共交通(鉄道・バス)網の維持・充実」(25.7%)が多かった。

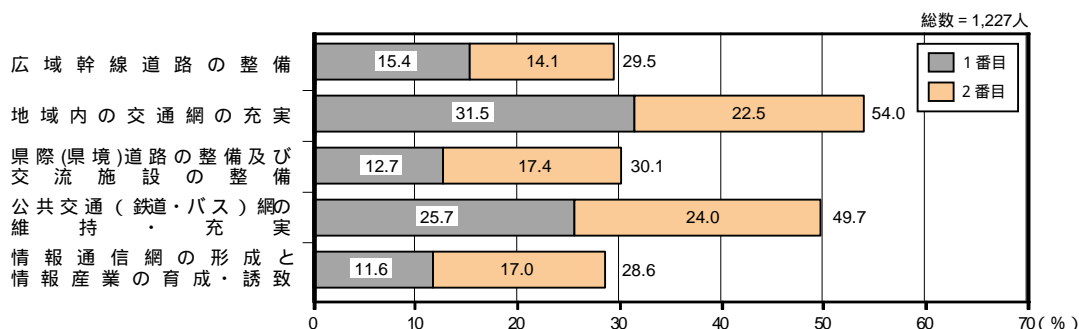
2番目に優先的に進めるべき施策でも、「公共交通(鉄道・バス)網の維持」が24.0%、「地域内の交通網の充実」が22.5%で1番目と同様に多く、圏域内の公共交通網の維持・充実が求められていることがわかった。

1番目と2番目をあわせると、「地域内の交通網の充実」が54.0%で最も多くなり、次に多いのが「公共交通(鉄道・バス)網の維持」の49.7%であった。

男女別では、女性で「公共交通(鉄道・バス)網の維持」が多いことが目立った。

年代別では、60歳以上で「地域内の交通網の充実」が、20~30歳代では「情報通信網の形成と情報産業の育成・誘致」が、それぞれ他の年代に比べ多かった。

「新しい時代を拓く参加と共生のまち」にむけて優先すべき施策



注) 複数回答の場合がある。

Q 「自然にやさしい環境共生のまち」にむけて優先すべき施策は何ですか。

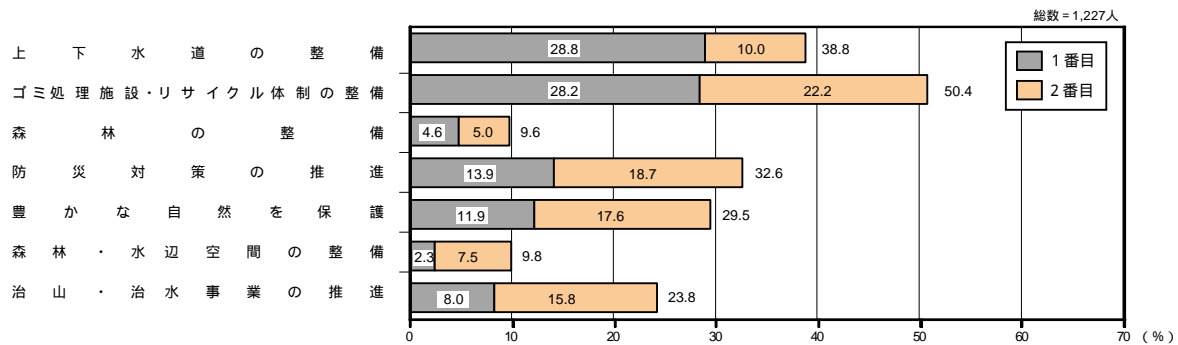
自然と人との共生を図るため、日常生活において自然を積極的に活用するとともに、ゴミを出さない、資源を大切に再使用する社会を実現し、地域環境に対する悪い影響を少なくするために、1番目に優先的に進めるべき施策としては、「上下水道の整備」が28.8%で最も多く、次いで「ゴミ処理施設・リサイクル体制の整備」(28.2%)、「防災対策の推進」(13.9%)の順となった。

2番目に優先すべき施策は、「ゴミ処理施設・リサイクル体制の整備」が22.2%で最も多くなり、「防災対策の推進」が18.7%、「豊かな自然を保護」が17.6%、「治山・治水事業の推進」が15.8%で続いた。全体では、「ゴミ処理施設・リサイクル体制の整備」が50.4%と半数を超え最も多く、「上下水道の整備」が38.8%、「防災対策の推進」が32.6%の順で続いた。

男女で比較すると、男性では「上下水道の整備」が、女性では「ゴミ処理施設・リサイクル体制の整備」が、それぞれに比べ多かった。

年齢別では、年代が高いほど「上下水道の整備」が多くなり、20～40歳代では「ゴミ処理施設・リサイクル体制の整備」が多くなった。

「自然にやさしい環境共生のまち」にむけて優先すべき施策



注) 複数回答の場合がある。

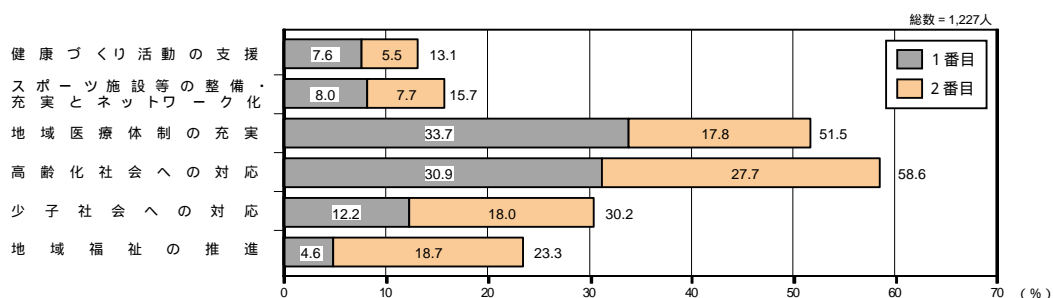
Q 「人にやさしい健康福祉のまち」にむけて優先すべき施策は何ですか。

一生涯を通じ、住民一人ひとりが健やかに安心して暮らせる社会の形成と、思いやりとふれあいのある地域社会の形成を図るため、1番目に優先的に進めるべき施策としては、「地域医療体制の充実」が33.7%、「高齢化社会への対応」が30.9%であり、この2つが特に多かった。

2番目として多かったのは「高齢化社会への対応」(27.7%)、「地域福祉の推進」(18.7%)、「少子社会への対応」(18.0%)などであった。1番目と2番目をあわせると「高齢化社会への対応」が58.6%で最も多く、次いで「地域医療体制の充実」が51.5%となり、ともに5割を超えた。

年齢別にみると、20～30歳代の若い年代で「少子社会への対応」が多いことが目立った。

「人にやさしい健康福祉のまち」にむけて優先すべき施策



注) 複数回答の場合がある。



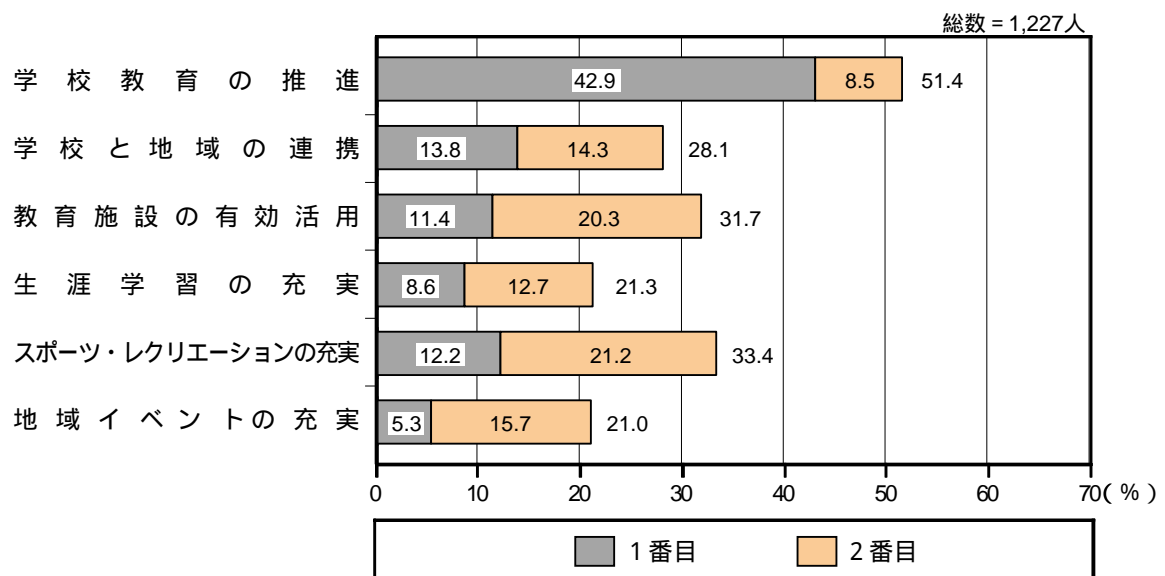
Q 「人を育てる教育文化のまち」にむけて優先すべき施策は何ですか。

新たに時代を切り開くたくましさ豊かな個性をもつ若者を育成するとともに、生涯にわたり、知的好奇心やスポーツ活動への意欲を満たすことのできる環境づくりを考えた時に最も優先的に進めるべき施策としては、「学校教育の推進」が42.9%と際立って多かった。この他では、「学校と地域の連携」(13.8%)、「スポーツ・レクリエーションの充実」(12.2%)、「教育施設の有効活用」(11.4%)と続いた。

2番目に推定すべき施策としては、「スポーツ・レクリエーションの充実」が21.2%、「教育施設の有効活用」が20.3%で多かった。1番目と2番目をあわせると、「学校教育の推進」が51.4%と半数を超えた。次に多かったのは「スポーツ・レクリエーションの充実」で33.4%、「教育施設の有効活用」で31.7%などであった。

年齢別にみると、いずれの年代でも「学校教育の推進」が最も多く、特に30歳代と60歳代が多かった。

「人を育てる教育文化のまち」にむけて優先すべき施策



注) 複数回答の場合がある。



Q 「活力あふれる産業振興のまち」にむけて優先すべき施策は何ですか。

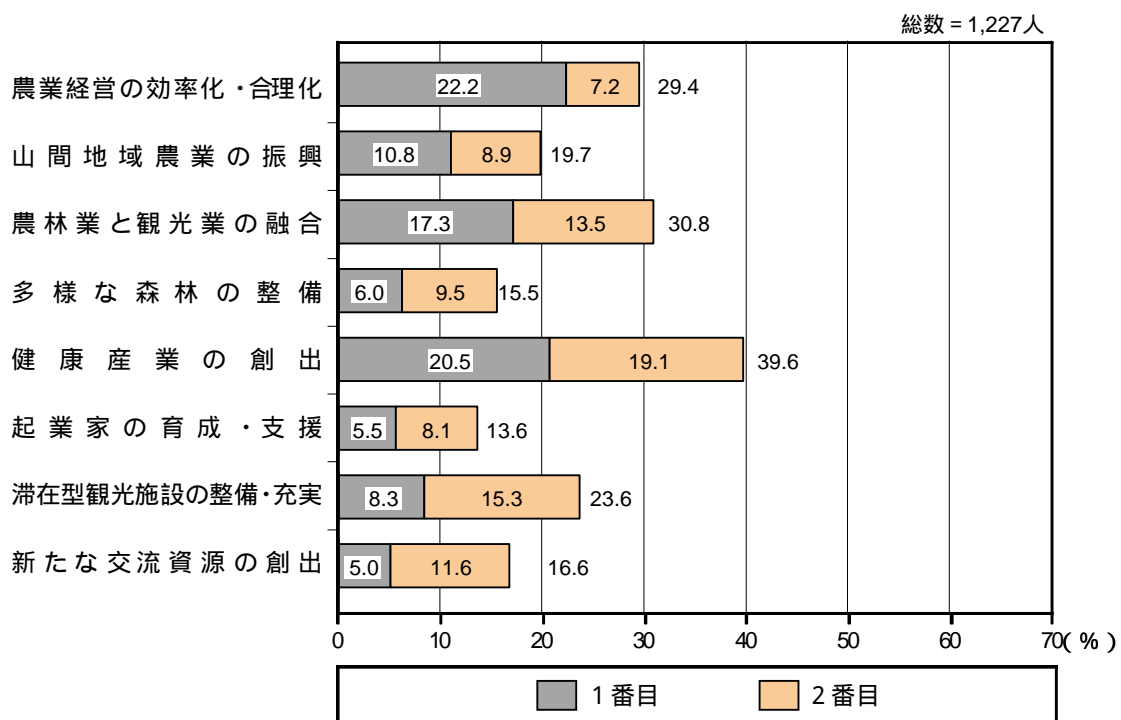
健康をテーマとした産業の創出、情報基盤を活用した産業の育成、交流を通じた産業、これらの活性化を図り、活力ある社会の実現を目指すために最も必要な取り組みとしては、「農業経営の効率化・合理化」が22.2%、「健康産業の創出」が20.5%、「農林業と観光業の融合」が17.3%が多かった。

2番目に優先すべき施策として多かったのは、「健康産業の創出」(19.1%)、「滞在型観光施設の整備・充実」(15.3%)、「農林業と観光業の融合」(13.5%)、「新たな交流資源の創出」(11.6%)などであった。

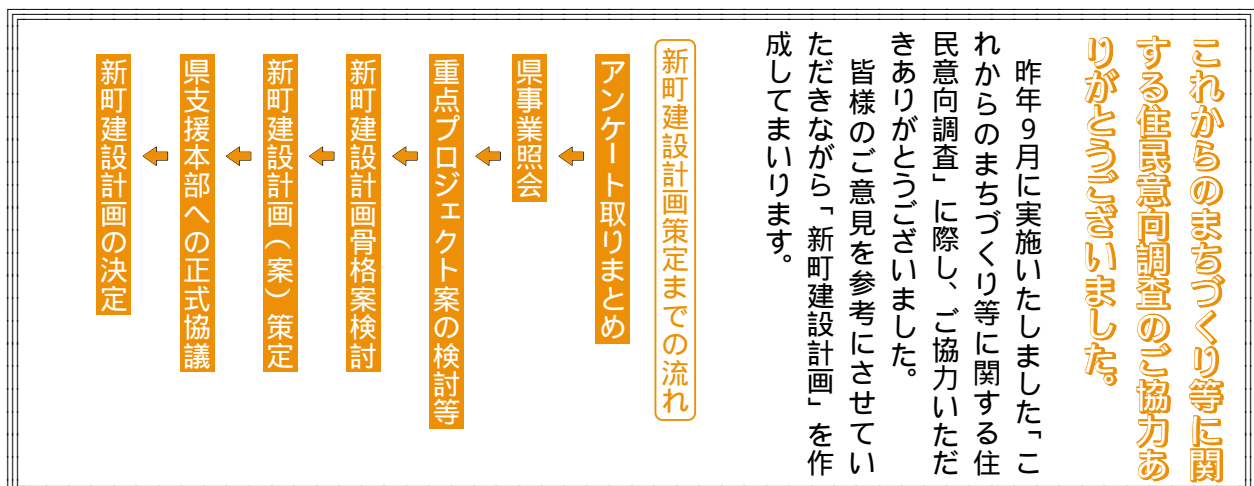
1番目と2番目をあわせると、「健康産業の創出」が39.6%で最も多く、「農林業と観光業の融合」が30.8%、「農業経営の効率化・合理化」が29.4%で続いた。

年齢別にみると、20歳代で「新たな交流資源の創出」が、30歳代で「起業家の育成・支援」が、70歳以上で「山間地域農業の振興」が、それぞれ他の年代に比べ多かった。

「活力あふれる産業振興のまち」にむけて優先すべき施策



注) 複数回答の場合がある。



合併協議事項一覧

平成16年3月19日現在

合併協議会における協議事項	
1	合併の方式
2	合併の期日
3	新町の名称
4	新町の事務所の位置
5	財産の取扱い
6	議会の議員の定数及び任期の取扱い
7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
8	地方税の取扱い
9	一般職の職員の本職の取扱い
10	新町建設計画
11	特別職の本職の取扱い
12	条例、規則等の取扱い
13	事務組織及び機構の取扱い
14	一部事務組合等の取扱い
15	使用料、手数料等の取扱い
16	公共的団体等の取扱い
17	補助金、交付金等の取扱い
18	町、字名の区域及び名称の取扱い
19	慣行の取扱い
20	消防団の取扱い
21	各種事務事業の取扱い (基本的な考え方)
	1 自治会及び連絡機構の取扱い
	2 地域情報化事業
	3 防災関係事業
	4 交通関係事業
	5 国民健康保険事業
	6 保健衛生事業
	7 環境対策関係事業
	8 児童福祉事業
	9 高齢障害者福祉事業
	10 産業・建設事業
	11 上・下水道事業
	12 学校教育事業
	13 社会教育事業
	14 その他事業

：確認された事項 ：小委員会付託 ：協議中の項目

町村合併

Q & A

Q 合併するのに期限があるの？

A 期限はありません。市町村合併は地方自治法の手続きを踏むことによりいつでもできます。

ただし、国の手厚い財政支援措置などのある合併特例法(市町村の合併の特例に関する法律)の有効期限は、平成17年3月31日までとなっていますので、特例措置のある期限までに合併する方が、メリットが大きいと考えています。

新市の名称応募について(お詫び)

昨年10月に公募しました新市の名称については、多くの応募を頂きましたが、大野町の脱退により、新市の誕生は不可能となりました。このため、公募に際して設けておりました懸賞については、大変申し訳ありませんが見送ることにいたしました。このような結果になりましたことを深くお詫び申し上げますとともに、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

お知らせ

下記のとおり協議会委員及び小委員会委員が変更になりましたのでお知らせします。

揖斐ふれあい町村合併協議会委員の変更について

(敬称略)

町 村 名	種 別	氏 名	備 考
久 瀬 村	4号委員	土屋 芳美	(旧)森 覚成
藤 橋 村	4号委員	杉島 寛之	(旧)中石澄男

協定項目検討小委員会委員の変更について

(敬称略)

町 村 名	種 別	氏 名	備 考
久 瀬 村	4号委員	土屋 芳美	(旧)森 覚成

新町建設計画策定小委員会委員の変更について

(敬称略)

町 村 名	種 別	氏 名	備 考
藤 橋 村	4号委員	杉島 寛之	(旧)中石澄男

4号委員：6町村の長が協議して定めた識見を有する者

INFORMATION

お知らせ

ホームページを公開しています

揖斐ふれあい合併協議会では、ホームページを作成し、毎月開催予定の協議会の開催状況、会議資料、会議記録などの情報を掲載しています。みなさんのアクセスをお待ちしています。

ホームページアドレス <http://www.ibi-gappei.jp>

編集・発行 / 揖斐ふれあい町村合併協議会

〒501-0603 岐阜県揖斐郡揖斐川町上南方15 揖斐川町中央公民館内

TEL 0585-23-0681
FAX 0585-23-0683